

保育所等の入所選考について

(令和7年4月入所分より適用)

保育所等の入所選考について、下記の「基本指数」及び「調整指数」の点数を合計し、点数が高い方から順次入所を決定します。(同点の場合は、同点調整指数の点数により優先順位を決定します。)

なお、町外在住の方は、町内在住者(転入予定者及び町内保育所等に保育士・保育教諭として勤務する保護者を含む。)の入所決定後に選考します。

基本指数

保護者(申込)の状況		項目		点数
就労	居宅外 就労	月20日以上	1日8時間以上の就労	20
			1日7時間以上8時間未満の就労	18
			1日6時間以上7時間未満の就労	16
			1日5時間以上6時間未満の就労	14
			1日4時間以上5時間未満の就労	12
		月16日以上 月19日以下	1日8時間以上の就労	18
			1日7時間以上8時間未満の就労	16
			1日6時間以上7時間未満の就労	14
			1日5時間以上6時間未満の就労	12
		月に64時間以上の就労		10
	居宅内 就労	月20日以上	1日8時間以上の就労	18
			1日7時間以上8時間未満の就労	16
			1日6時間以上7時間未満の就労	14
			1日5時間以上6時間未満の就労	12
			1日4時間以上5時間未満の就労	10
		月16日以上 月19日以下	1日8時間以上の就労	16
			1日7時間以上8時間未満の就労	14
			1日6時間以上7時間未満の就労	12
			1日5時間以上6時間未満の就労	10
		月に64時間以上の就労		8

就学		月 20 日以上	1 日 8 時間以上の就学	20
			1 日 7 時間以上 8 時間未満の就学	18
			1 日 6 時間以上 7 時間未満の就学	16
			1 日 5 時間以上 6 時間未満の就学	14
			1 日 4 時間以上 5 時間未満の就学	12
		月 16 日以上 月 19 日以下	1 日 8 時間以上の就学	18
			1 日 7 時間以上 8 時間未満の就学	16
			1 日 6 時間以上 7 時間未満の就学	14
			1 日 5 時間以上 6 時間未満の就学	12
		月に 64 時間以上の就学		10
疾病・障がい	疾病	1 か月以上の入院もしくは寝たきりの状態など、完全に保育が不可能な状態	20	
		通院加療などを行い、常に安静を要するなど、常時保育が困難な状態	18	
		上記以外で保育に当たることが困難な場合	16	
	障がい	身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級、療育手帳 A1・A2	20	
		身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級、療育手帳 B1・B2	18	
		上記以外で保育に当たることが困難な場合	16	
介護・看護		常時介護・看護（月に 160 時間以上）	20	
		月 64 時間以上の介護・看護	12	
災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧により保育に当たれない場合	20	
妊娠・出産		産前産後 8 週の期間	8	
求職活動		求職活動中（起業準備中含む）、または保育所等入所後に求職活動を開始する場合	1	

備考

- 1 保護者全員について個別に点数を算出し、合算する。
- 2 保護者の状況について複数の項目に該当する場合は、原則として点数の高い項目の点数を採用する。

調整指数

世帯の状況	点数
生活保護受給世帯	30
ひとり親世帯（離婚、離婚調停中、死別、未婚）	25
主として生計を維持する者の失業等により、就労の必要性が高い場合	20
虐待やDVのおそれがあること	20
きょうだいが同一の保育所等の利用を希望する場合	10
連携施設である小規模保育事業等の卒園児の場合	9
育児休業取得前に利用していた保育所等を育児休業明けに再度希望する場合	8
就学を控えた4歳児以上の子どもが利用を希望する場合	7
延長保育等、開閉所時間と保育が必要な時間と整合がとれない場合	6
保護者以外の同居親族により保育することができない場合	5
保護者の職業が認可保育所等で働いている保育教諭、保育士である場合	4
「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」を選択した場合	-40
町長が特に必要と認めた場合	町長が定める

備考 複数の項目に該当する場合は、合算した点数とする。

同点調整指数

世帯の状況	点数
生活保護受給世帯	6
ひとり親世帯（離婚、離婚調停中、死別、未婚）	5
主として生計を維持する者の失業等により、就労の必要性が高い場合	4
虐待やDVのおそれがあること	3
保育可能な65歳未満の祖父母がいない場合	2
保護者の勤務地が町外の場合	1
町長が特に必要と認めた場合	町長が定める

備考

- 1 同一点数で複数人が並んだ場合に、上記点数のとおり調整し優先順位を決定する。
- 2 複数の項目に該当する場合は、合算した点数とする。